

見積依頼書

下記のとおり見積合わせに付します。
令和8年6月30日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長
米田 稔

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名 空調機 修理
- (2) 規格 見積合わせ事項書による
- (3) 履行場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(埼玉県庁第二庁舎 9階)
- (4) 履行期限 令和8年8月31日(月)
- (5) 見積書提出方法等 見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は、「電子調達システム」(政府調達(GEPS))対象調達案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙による見積書の提出ができるものとする。

2 見積合わせに参加する者に必要な内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)

なし

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所等

- (1) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
関東管区警察局埼玉県情報通信部 通信庶務課 (埼玉県庁第2庁舎9階)
問合せ先 電話番号 048-832-0110(代表)
- (2) 交付方法 本公告日から上記3(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS) <https://www.p-portal.go.jp/>) から入手することもできる。
- (3) 日時 令和8年6月30日から令和8年7月21日まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く)

4 見積書の提出方法及び締切日時

- (1) 提出方法 4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、3(1)に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
- (2) 提出期限 令和8年7月21日(火) 16時00分

5 見積合わせ日時

令和8年7月22日(水) 9時30分

6 支払条件

履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

7 その他

- (1) 出張費等は請負業者の負担とする。
- (2) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (3) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8 問合せ先

契約、仕様書に関すること 関東管区警察局埼玉県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 048-832-0110

見積合わせ事項書

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局埼玉県情報通信部長 米田 稔

2 役務内容

(1) 件名

空調機 修理

(2) 数量及び規格等

別紙-1 仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年8月31日(月)

(4) 履行場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(埼玉県庁第二庁舎 9階)

3 見積りの方法

(1) 見積りは、本調達に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者(以下「参加者」という。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書を提出しなければならない。なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。

4 契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

5 参加者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 事前調査

見積参加希望者が、障害内容を事前に調査を行うことを妨げるものではない。この場合における調査費、診断費、出張費等の費用は見積参加希望者の負担とし、関東管区警察局埼玉県情報通信部は当該費用を一切負担しない。

7 見積書提出場所等

(1) 契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時

場 所 下記期間中に、「電子調達システム」で行う。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、見積依頼書3のとおり交付を行う。

日 時 令和8年6月30日(火)から令和8年7月21日(火)まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く)

(2) 見積書等の提出場所及び期限

場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、見積依頼書3(1)に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。

期 限 令和8年7月21日(火) 16時00分まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く)

(3) 見積合わせ日時

令和8年7月22日(水) 9時30分

(4) 見積書の提出方法

① 事前調査の上、見積書は、期限までに見積もり提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。ただし、「電子調達システム」により難しい場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積りは認めない。

② 見積書の様式は問わないが、別紙-2の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。

③ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

④ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 見積書の無効

① 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

② 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

ア 金額を訂正した見積書

イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

(6) 見積合わせ

① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

② 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。

③ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

④ 当該見積価格が当部の基準を下回った場合は、決定を保留の上、低価格に関する調査(以下、「低入札価格調査」という。)を実施するので、低入札価格調査の対象となる者(以下、「調査対象者」という。)は、当該価格により見積もった理由等の当部が必要と認める事項についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

⑤ 低入札価格調査の結果、調査対象者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みがあった他の見積業者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

8 契約書等作成の要否

会計法令等に基づき、契約金額により、契約書又は請書が必要な場合は作成する。

9 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。
- (6) 作業はすべて仕様書等に基づくものであり、発注者が行う検査を受けなければならない。

10 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

時間 平日9:00~17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件 名 空調機 修理

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長 殿

作成日を記載

住 所 ○○県○○市○○

会 社 名 ○○株式会社

代表者名 代表取締役 ○○ ○○

連 絡 先 △△△-△△△-△△△△

担当者名 ○○ ○○

担当者連絡先 △△△-△△△-△△△△

金額の頭に¥マークを入れる

件 名 空調機 修理

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	○	○	○	○	○	○

下記内訳の合計額を記載

(消費税及び地方消費税を除く)

内 訳

--	--	--

電子くじ番号

仕 様 書

- 1 件名及び数量
空調機 修理
- 2 規格等
 - (1) 品目
空調機（空冷冷専パッケージ型床置直吹式 8HP）
 - (2) 規格
室内機（FVCP224MK）、室外機（RZCP224MK）
 - (3) 数量
1 個
 - (4) 製造会社
ダイキン工業株式会社
 - (5) 障害内容
冷房機能の低下
- 3 作業内容
 - (1) 上記障害内容を確認し、正常な状態にすること。
 - (2) 部品の交換が必要な場合には部品の交換を行うこと。なお、交換した部品については適切に処分を行うこと。
 - (3) 修理後に試運転を行い、正常に動作することを確認すること。
- 4 使用部品等
修理で使用する部品は、純正品又は同等品（メーカー推奨品）の新品のみとする。
- 5 作業場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号（埼玉県庁第二庁舎 9 階）
- 6 履行期限
令和 8 年 8 月 31 日（月）
- 7 修理作業の実施
受注者は、修理作業を実施する際は、以下の点を遵守すること。
 - (1) 修理物品に異常等を発見した場合には、直ちに担当者に報告すること。
 - (2) 修理作業が完了後に、修理報告書を送付すること。なお、修理報告書の様式については、適宜な様式とする。
- 8 一般事項

- (1) 本作業に必要な機器及び資材は、全て受注者が準備すること。
- (2) 契約締結後 14 日以内に次に示す書類を提出し、関東管区警察局埼玉県情報通信部（以下「当部」という。）係官の承認を得ること。
 - ア 作業員名簿
 - イ その他当部係官が指示するもの
- (3) 本作業は、原則として官庁執務時間内（平日8:30～17:15）に実施すること。
- (4) 本作業の実施に際しては、警察業務に支障を及ぼさないよう実施すること。
- (5) 本作業中に警察施設等に損傷を与えた場合は、速やかに当部係官に報告し、その指示に従い原状復旧させること。また、これに要する費用については、全て受注者の負担とする。
- (6) 本作業中に作業員又は第三者等に及ぼした損害等は、全て受注者が補償すること。
- (7) 作業中における各種事故防止のため、作業員全員に対して、当日の作業内容、天候予想及び作業における危険防止等に関するミーティングを行うなど、安全確保の徹底を図ること。
- (8) 作業中は、緊急地震速報を受信できる通信体制を整え、地震の警報を認知したときは、直ちに作業を中断し安全確保に努めること。
- (9) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに当部係官に連絡し指示を受けること。
- (10) 本作業により発生した廃品は、全て受注者において搬出し、関係法令等に基づいた適正な処分を行うこと。
- (11) 本仕様書に明示していない事項であっても、作業の特性上当然実施しなければならない事項については、受注者の負担において実施すること。
- (12) 感染症及び熱中症予防に配慮した運営を行うこと。

9 検査

- (1) 検査は本仕様書に基づき、修理報告書により行う。
- (2) 検査で不合格となった場合は、検査職員の指示に従い、遅滞なく受注者が必要な対応を行い、再度検査を受けるものとする。
- (3) 検査に必要な費用はすべて受注者の負担とする。

10 その他

支払については、作業完了後適法な支払請求書（官署支出官関東管区警察局総務監察部長宛）を受理した日から30日以内とする。